





# 第3期定時株主総会招集ご通知

 2026年6月26日（金曜日）  
日時 午前10時（午前9時受付開始）

 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地  
場所 株式会社京都銀行本店7階ホール

 第1号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件  
 決議事項 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件



パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からもご覧  
いただけます。

<https://s.srdb.jp/5844/>

## 当日ご出席されない場合

インターネットまたは同封の議決権行使書用紙の返送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、事前にインターネットにより議決権を行使いただいた株主さまには、議案の賛否にかかわらず、抽選で1,000名さまに電子ギフト(500円相当)を贈呈いたします。

## ● 議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時

 京都フィナンシャルグループ

証券コード：5844

株主のみなさまへ

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地  
株式会社 **京都フィナンシャルグループ**  
代表取締役社長 土井 伸宏

## 第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、当日ご出席されない場合、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、**2026年6月25日(木曜日)午後5時まで**に、インターネットまたは書面により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

- |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時          | 2026年6月26日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2. 場 所          | 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地<br>株式会社京都銀行本店7階ホール                                                                                                                                                                                                                                  |
| 3. 目的事項         | <ul style="list-style-type: none"><li>● 報告事項<br/>1. 第3期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件<br/>2. 第3期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件</li><li>● 決議事項<br/>第1号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件<br/>第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件</li></ul> |
| 4. 招集にあたっての決定事項 | <ul style="list-style-type: none"><li>(1) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる方法を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしたします。</li><li>(2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思の表示があったものとして取り扱います。</li></ul>                      |

- 当日ご来場の株主さまへのお土産のご用意はございませんので、予めご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

＜ご参考＞ 上記「報告事項」の概要をまとめた動画を本定時株主総会終了後に当社ウェブサイトに掲載いたします。

<https://www.kyoto-fg.co.jp/ir/stock/meeting/>



## ■ 電子提供措置について

当社第3期定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、「第3期定時株主総会招集ご通知」としてインターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 当社ウェブサイト（株主総会）

<https://www.kyoto-fg.co.jp/ir/stock/meeting/>



### 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（ウェブサイトにアクセスして、銘柄名「京都フィナンシャルグループ」または証券コード「5844」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。）

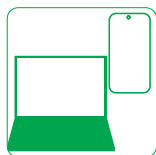


以上

※電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「1. 当社の現況に関する事項」のうち、「(4) 企業集団の主要な営業所等の状況」、「(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項」ならびに「5. 当社の新株予約権等に関する事項」、「6. 会計監査人に関する事項」、「7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「8. 業務の適正を確保する体制」、「9. 特定完全子会社に関する事項」、「10. 親会社等との間の取引に関する事項」および「11. 会計参与に関する事項」
- ②連結計算書類の「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ④監査報告書の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本」、「会計監査人の監査報告書 謄本」および「監査等委員会の監査報告書 謄本」

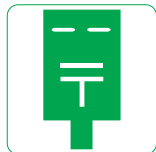
## ■ 議決権行使のご案内



### インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、以下の議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否を**2026年6月25日（木曜日）午後5時**までにご入力ください。

<https://evote.tr.mufg.jp/>



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2026年6月25日（木曜日）午後5時**までに到着するようご返送ください。



### 当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

事前にインターネットにより議決権を行使いただいた株主のみなさまには、議案の賛否にかかわらず、抽選で1,000名さまに電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。

議決権行使後に表示される画面のご案内に同意いただくと、ギフト応募サイトに遷移いたします。必要事項をご入力いただきご応募ください。当選された株主さまには総会后2週間程度で当選通知（メール）が届きますので、ギフト受取サイトにてお好きなギフトをお受け取りください。

### ■QRコード読取による方法

「議決権行使書」の副票（右側）に表示されているQRコードを読み取り、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力の上、送信ボタンを押下してください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

**議決権行使書**  
株式会社京都フィナンシャルグループ 御中 議決権の数 個

議案	議案に対する賛否
第1号議案	賛 否
第2号議案	賛 否

私は、2026年6月26日開催の株式会社京都フィナンシャルグループ 第3期定時株主総会（取締役または監査を改む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）の上で議決権を行使します。 2026年6月1日

※議案について賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取り扱ひさせていただきます。 株式会社京都フィナンシャルグループ

基簿日現在のご所有株式数 株  
議決権の数 個  
議決権の数は、100株につき1個となります。  
お 願 い  
1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID  
仮パスワード  
株式会社京都フィナンシャルグループ

### ■ログインIDによる方法

右の議決権行使サイトにアクセスしていただき、「議決権行使書」の副票（右側）に表示されている「ログインID」および「仮パスワード」をご入力の上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

議決権行使ウェブサイト  
に関するお問い合わせ



三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間9：00～21：00、通話料無料）

議決権行使電子ギフトサービス  
に関するお問い合わせ



株式会社ギフトパッド  
電話 0120-507-905（月曜日～金曜日（休日を除く）10：00～17：00、  
通話料無料）

## 株主総会参考書類（要約）

### 【第1号議案】 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件（1名増員）

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	所有する当社の株式数	取締役会出席状況
1	再任 土井 伸 宏 (どい のぶひろ) (1956年4月25日生) 男性	代表取締役社長	195,351株	14回/14回 100%
2	再任 幡 宏 幸 (はた ひろゆき) (1963年4月16日生) 男性	代表取締役	39,820株	14回/14回 100%
3	再任 安井 幹 也 (やすい みきや) (1965年2月8日生) 男性	取締役	44,722株	14回/14回 100%
4	再任 奥野 美奈子 (おくの みなこ) (1966年2月23日生) 女性	取締役	22,282株	14回/14回 100%
5	新任 成瀬 順 也 (なるせ じゅんや) (1966年1月16日生) 男性	—	0株	—



土井 伸 宏



幡 宏 幸



安井 幹 也



奥野 美奈子



成瀬 順 也

### 【第2号議案】 監査等委員である取締役1名選任の件

氏名	当社における現在の地位	所有する当社の株式数	取締役会出席状況 監査等委員会出席状況
再任 和泉 志津恵 (いずみ しづえ) (1964年3月18日生) 女性	社外取締役 (監査等委員)	800株	14回/14回 100% 16回/16回 100%



和泉 志津恵

## (ご参考) 本総会終結後の取締役会構成

第1号議案および第2号議案が原案通りご承認いただいた場合の取締役会の構成ならびに社内取締役が経験を有する分野および当社が社外取締役に特に期待する分野は、以下のとおりであります。

※下記一覧は各人が有する全ての知見を表すものではありません。

氏名 (地位)	性別	企業経営・ サステナ ビリティ	リスク マネジメント・ 法務	財務・ 会計・ 経済	人財・ ダイバーシティ	DX・IT・ システム	市場運用・ 投資事業	地域営業・ 地方創生
■ 土井 伸宏 (どい のぶひろ) (代表取締役社長)	男性	○	○	○	○		○	○
■ 幡 宏幸 (はた ひろゆき) (代表取締役)	男性	○	○	○	○	○		○
■ 安井 幹也 (やすい みぎや) (取締役)	男性	○	○	○	○	○	○	○
■ 奥野 美奈子 (おくの みなこ) (取締役)	女性	○	○	○	○		○	○
■ ☆ 成瀬 順也 (なるせ じゅんや) (社外取締役)	男性	○		○			○	
岩橋 俊郎 (いわはし としろう) (取締役 (監査等委員))	男性	○	○	○	○		○	○
☆ 大藪 千穂 (おおやぶ ちほ) (社外取締役 (監査等委員))	女性			○	○			○
☆ 植木 英次 (うえき えいじ) (社外取締役 (監査等委員))	男性	○	○			○		
☆ 中務 裕之 (なかつかさ ひろゆき) (社外取締役 (監査等委員))	男性	○	○	○				
☆ 田中 素子 (たなか もとこ) (社外取締役 (監査等委員))	女性	○	○		○			
◆ ☆ 和泉 志津恵 (いずみ しずえ) (社外取締役 (監査等委員))	女性				○	○		○
☆ 赤松 玉女 (あかまつ たまめ) (社外取締役 (監査等委員))	女性	○			○			○

※ (注) 1. ■は本定時株主総会第1号議案にて、◆は第2号議案にてそれぞれ選任をお願いしている取締役候補者です。  
2. ☆の各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出または届け出予定です。

独立社外取締役 7名/12名 (58.33%)  
女性取締役 5名/12名 (41.66%)

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者  
番号 **1** ど い のぶひろ  
**土井 伸宏** (1956年4月25日生)

再任



#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1980年4月 株式会社京都銀行入行  
2007年6月 同 取締役人事部長  
2008年6月 同 常務取締役  
2010年6月 同 常務取締役本店営業部長  
2012年6月 同 常務取締役  
2015年6月 同 取締役頭取  
2023年6月 同 取締役会長  
2023年10月 当社 取締役社長（現職）

【重要な兼職の状況】 なし

■ 所有する当社の株式数  
195,351株

#### 取締役候補者とした理由

土井伸宏氏は、株式会社京都銀行において、経営管理部門、リスク管理部門、人事部門等の担当役員を歴任し、2015年6月から取締役頭取、2023年6月から取締役会長を務めました。また、当社においては、2023年10月から取締役社長を務めるなど、当社グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

2 はた  
幡

ひろゆき  
宏幸 (1963年4月16日生)

再任



**略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）**

1987年4月 株式会社京都銀行入行  
2018年6月 同 取締役生産性革新本部事務局長  
2019年6月 同 常務取締役  
2022年8月 同 常務取締役イノベーション・デジタル戦略部長  
2022年10月 同 常務取締役  
2023年6月 同 専務取締役（現職） リスク統轄部、システム部担当  
2023年10月 当社 取締役（現職） 経営管理部担当

【重要な兼職の状況】 株式会社京都銀行専務取締役

■ 所有する当社の株式数  
39,820株

**取締役候補者とした理由**

幡 宏幸氏は、株式会社京都銀行において、経営管理部、営業部門、リスク管理部門、人事部門の部店長を歴任し、2023年6月から専務取締役を務めております。また、当社においては、2023年10月から取締役を務めるなど、当社グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

3 やすい  
安井

みぎや  
幹也 (1965年2月8日生)

再任



**略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）**

1987年4月 株式会社京都銀行入行  
2017年6月 同 取締役  
2018年6月 同 常務取締役本店営業部長  
2021年6月 同 常務取締役  
2023年6月 同 取締役頭取（現職）  
2023年10月 当社 取締役（現職）

【重要な兼職の状況】 株式会社京都銀行取締役頭取

■ 所有する当社の株式数  
44,722株

**取締役候補者とした理由**

安井幹也氏は、株式会社京都銀行において、経営管理部、営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2023年6月から取締役頭取を務めております。また、当社においては、2023年10月から取締役を務めるなど、当社グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

4

おくの  
みなこ  
奥野 美奈子

(1966年2月23日生)

再任



#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1989年4月 株式会社京都銀行入行

2019年6月 同 執行役員公務・地域連携部長

2022年6月 同 取締役

2023年10月 当社 取締役（現職）

2024年6月 株式会社京都銀行常務取締役（現職） 公務部、国際営業部、海外駐在員事務所担当

【重要な兼職の状況】 株式会社京都銀行常務取締役

■ 所有する当社の株式数

22,282株

#### 取締役候補者とした理由

奥野美奈子氏は、株式会社京都銀行において、営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2024年6月から常務取締役を務めております。また、当社においては、2023年10月から取締役を務めるなど、当社グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

5

なるせ  
じゅんや  
成瀬 順也

(1966年1月16日生)

新任



#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1989年4月 大和証券株式会社入社

2014年10月 同 企業調査部長

2017年10月 同 エクイティ調査部長

2020年4月 同 参与エクイティ副担当兼リサーチ副担当兼エクイティ調査部長

2020年10月 同 参与エクイティ副担当兼リサーチ副担当

2021年4月 同 参与エクイティ担当兼リサーチ担当

2023年4月 同 執行役員エクイティ担当兼リサーチ担当兼グローバル・マーケット戦略企画副担当

2024年4月 大和インベスター・リレーションズ株式会社代表取締役社長

2024年9月 一般社団法人知財・無形資産ガバナンス推進協会表彰審査委員（現職）

【重要な兼職の状況】 一般社団法人知財・無形資産ガバナンス推進協会表彰審査委員

■ 所有する当社の株式数

0株

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

成瀬順也氏は、大和証券株式会社において企業調査、エクイティ（企業価値・資産）調査部門等を歴任し、直近では投資家向け広報活動をサポート、コンサルティングする大和インベスター・リレーションズ株式会社の代表取締役社長も務めました。これらの豊富な経験により、株主価値や資本効率の向上、市場からの評価を意識した経営に取り組むうえで、市場視点、リスク意識、ガバナンス体制の強化を同時に図るための有益な指摘や意見をいただくとともに、グループ各社の専門性向上に貢献していただくことを期待し、社外取締役候補者いたします。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 成瀬順也氏は、新任の社外取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者であります。なお、当社は成瀬順也氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、成瀬順也氏の選任が承認された場合、同氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたしております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容で更新することを予定しております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役のうち和泉志津恵氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。  
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

いずみ しずえ  
**和泉 志津恵** (1964年3月18日生)

再任



■ 所有する当社の株式数  
800株

### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2005年1月 大分大学工学部知能情報システム工学科 助教授  
2017年4月 滋賀大学データサイエンス学部データサイエンス学科教授（現職）  
2018年4月 京都大学大学院医学研究科 客員研究員  
2018年4月 統計数理研究所 客員教授  
2018年4月 京都大学防災研究所 非常勤講師  
2018年8月 滋賀県大津市政策調整部データ分析アドバイザー  
2019年4月 滋賀大学大学院データサイエンス研究科教授（現職）  
2019年9月 内閣府地方創生推進室「地方創生政策アイデアコンテスト2019」地方審査委員  
2020年3月 サカティンクス株式会社 社外取締役  
2024年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現職）

【重要な兼職の状況】 なし

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

和泉志津恵氏は、データサイエンス、統計科学を主な研究分野とする大学および大学院教授として同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有し、会社経営に直接関与した経験はありませんが、2024年6月から当社の社外取締役として職務を適切に遂行いただいております。これらの豊富な経験と専門的知見を活かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、監査等委員として経営全般に有益な指摘や意見をいただくとともに取締役の職務執行に関する監査も担っていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 和泉志津恵氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の戸籍上の氏名は、大久保志津恵であります。  
3. 和泉志津恵氏の在任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。  
4. 当社は、和泉志津恵氏との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたしております。本総会において同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。  
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容で更新することを予定しております。

以上

## 第3期事業報告

### 1. 当社の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過および成果等

##### 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社と株式会社京都銀行（以下、京都銀行）を含む連結子会社12社および持分法適用関連会社1社により構成される企業集団であり、京都を中心に近畿2府3県を主要な営業基盤として、「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する総合ソリューション企業」を目指し、銀行業務を中核に、リース業務、金融商品取引業務、投資業務および各種コンサルティング業務等を通じ、地域のみなさまの課題を解決する総合ソリューションを提供しております。

##### 金融経済環境

当期のわが国経済は、物価上昇の影響で個人消費の伸びが力強さを欠く一方で、賃上げの広がりや企業業績の堅調さが見られました。また、新政権の経済政策への期待や米国関税交渉の鎮静化も追い風となり、株式市場では海外投資家を中心に成長投資への期待が高まり、日経平均株価は史上最高値を更新するなど拡大傾向が続きました。

金融面では、金融政策の転換に伴う利上げやネット銀行等の台頭を背景に、預金獲得競争が激化しました。

期末にかけては、AI関連投資の増加などを背景に拡大傾向は続いたものの、地政学的リスクの高まりによる原油の供給不安や価格高騰など、先行き不透明感が増す中で期を終えることとなりました。

##### 事業の経過及び成果

当社は、日々多様化・複雑化する社会課題やお客さまのニーズに対し、真摯に応え続けることで、当社グループの事業領域の拡大と成長につなげ、ありがたい姿である「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する」を実現してまいります。

こうした中、2024年11月に公表した「更なる成長に向けた戦略目標」にて、「2029年3月期にROE 5%、親会社株主に帰属する当期純利益600億円」、「2030年代前半にROE 8%以上」を目標に設定し、次の3つを柱とした取り組みを進めました。

- 1 「金利のある世界」における預貸ビジネスの強化**
  - 当社グループが「広域型地方銀行」として築いてきた、店舗・お客さまとのネットワークといった経営基盤を最大限に活用した預貸ビジネスの推進
  - 収益性に基づくポートフォリオ見直しを継続し、アセットの質を一層向上
- 2 総合ソリューション機能拡充により地域の課題解決を加速**
  - 中小企業支援領域(脱炭素、人手不足等)、IT・DX領域を中心にM&A・資本業務提携先を探索するなど、インオーガニック投資も駆使したスピーディーな機能拡充
  - グループ内連携によるシナジー最大化へ継続して取り組み、地域やお客さまの課題に真摯に向き合う
- 3 ベンチャー投資を中心とした次代の成長企業の発掘・育成**
  - ベンチャー投資・事業承継投資分野で1,000億円以上の投資を行い、次代の成長企業を育成することで、地域経済の発展を牽引
  - これまでの当社グループの歴史において、日本を代表する企業群を育成・創出する中で得た政策保有株式の一部をその原資として活用

## 「金利のある世界」における預貸ビジネスの強化

「金利のある世界」へ回帰したことで、預貸ビジネスの重要性が増す中、当社グループが広域型地方銀行として築いてきたネットワークを最大限に活用し、付加価値の向上に取り組みました。

預金では、お客さまからお預かりする資金を、サステナブルファイナンスに加えてベンチャー企業や事業承継ニーズを有する企業への投資にも充当する「京銀サステナブル預金PLUS」など、持続可能な社会の取り組みに貢献できる付加価値の高い預金商品等を拡充しました結果、京都銀行の個人預金残高は順調に伸長し、はじめて6兆円に到達しました。

貸出金では、迅速かつ柔軟な資金供給に努めるとともに、温室効果ガスの算定と削減を取組目標に設定し、達成度に応じて金利優遇が受けられる「京銀サステナビリティ・リンク・ローン～GXサポート～」、お客さまの気候変動や人的資本への取り組みを支援する「京銀インパクトファイナンス～未来へ紡ぐ～」など、資金調達と課題解決を同時に実現する商品を導入しました。

特に、グループの総力を結集した総合ソリューションを提供する「地域みらい共創事業」においては、投融資実行額が累計594億円に達したほか、60件超のコンサルティング契約や150件超のリース契約を成約するなど、着実に実績を積み上げております。

これらの取り組みによる預貸ビジネスの強化に加えて、コンサルティング等の付加価値の高いサービスの提供に努めることで、預貸利回り差の改善も図っております。

## 総合ソリューション機能拡充により地域の課題解決を加速

少子高齢化や事業環境の変化などにより、地域社会の抱える課題は多様化・複雑化しております。これらの課題解決に取り組むため、当社グループは総合ソリューション機能の拡充を進めました。

事業を営むお客さま向けの取り組みでは、M&A支援専門子会社「京都M&Aアドバイザー株式会社」を2025年7月に設立し、M&A支援事業の強化により収益機会のさらなる拡大を図ったほか、烏丸商事を「Cotoyoli」へ社名変更のうえ、新たに販路拡大支援・商品開発支援業務などを開始し、グループ全体で提供できるソリューションの拡充、専門性の向上に取り組みました。

また、米国政府の関税措置や中東情勢等で影響を受ける事業者向けの相談窓口設置や特別融資の取り扱い、BCP（事業継続計画）策定サービスを付帯した融資商品の提供など、目まぐるしく変化する事業環境下においても、お客さまのニーズに合わせたソリューションの提供に努めました。

個人のお客さま向けの取り組みでは、京銀アプリの機能強化を進め、セブン銀行ATMでスマートフォンでの入出金を可能とする「スマホATM」サービスの提供を開始したほか、資産運用に役立つ情報を提供する「京銀マーケットウォッチ」の配信開始、要介護・認知症になった場合の資金管理の安心を確保できる「京銀 家族しあわせ信託 生活サポートサービス」の取り扱いを開始するなど、より便利で安心できるサービスの提供に努めました。

また、業務におけるデジタル技術活用により、お客さまに効率的で優良なサービスを提供できる仕組みづくりに取り組んでおります。当期は、生成AIを活用した消費者ローン審査モデル導入や稟議書作成サポートシステム実装などにより、スピーディな融資を実現しました。

## **ベンチャー投資を中心とした次代の成長企業の発掘・育成**

ベンチャー投資を中心とした創業・成長支援は、当社グループのビジネスモデルの主要な柱の一つであり、ベンチャーの都と呼ばれる地元京都の特性にも合致するものです。

当期は、新たに100億円規模のベンチャーデットの取り組みを掲げ、専担者の配置により体制を強化したほか、当社グループのベンチャー支援の中核を担う京都キャピタルパートナーズにおいて、東京拠点「KCAP TOKYO BASE」を新設し、国内最大のベンチャー市場である東京での活動にも一層注力するなど、グループ一体でベンチャー支援の取り組みを加速させております。

さらに、KPMGジャパンと連携し「京都FGオープンイノベーションプログラム2025」を実施しました。このプログラムは、地域企業がスタートアップと協業し、自社の新規事業創出を目指すもので、当社グループ全体でのソリューション提供により、事業化に向けてアイデアの構想から実証実験までワンストップでの伴走支援に取り組んでおります。

これらの施策を支える取り組みとして、「人財戦略」、「DX・IT戦略」を推進するとともに、企業の「社会的責任に対する対応」にも取り組めました。

## **人財戦略**

当社グループは「人は財産であり、企業価値向上の源泉である」との考えのもと、「採用・配置」、「人財育成」、「組織開発」を柱とする人財戦略を展開しております。

「採用・配置」において、人財確保とモチベーションアップを主な目的としてベースアップおよび初任給引き上げを実施したほか、「人財育成」「組織開発」における積極的な人的資本投資を継続し、目標投資額を第1次中期経営計画で定めた「累計20億円」から「累計35億円」に上方修正し達成しました。これらの施策により、当社グループの人財がより一層活躍し、お客さまの期待に応えるソリューションを提供してまいります。

## **DX・IT戦略**

当社グループが広域型地方銀行としてリアル（店舗・社員）の力で築いてきた地域・お客さまとのつながりを、デジタルの力でより強固にすることを目指しております。

当期は、先述の生成AIを活用した業務効率化などに加えて、データドリブン経営への変革を掲げ、当社グループが保有する情報をはじめ、外部情報を含む多種多様なデータを一元的に管理・集約し、高速かつ高精度に分析する基盤（SIC）を構築し、お客さまのニーズに合致した商品企画・サービス開発に活かす取り組みを進めました。

また、相続のご相談をパソコンやスマートフォンから24時間いつでも受付可能にしたほか、セブン銀行でマイナンバーカードを利用して住所変更等の手続きができる「セブン銀行ATM窓口サービス」を開始するなど、お客さまの利便性向上にも注力しました。

一方で、AIなどのデジタル技術については、利用にあたって倫理的な課題や透明性・公平性等にリスクがあることを踏まえ、当社グループがAI技術を適切に活用することを定めた「AIポリシー」を制定したほか、マネー・ローンダリング等での悪用リスクを踏まえた国際送金システムの新仕様への対応などの取り組みを進めました。

## **社会的責任に対する対応**

昨今、企業に対し責任ある企業活動がより一層強く求められており、当社グループが設定したマテリアリティのうち、「環境の保全」、「少子高齢化」においては、次のような取り組みを進めました。

環境の保全については、再生可能エネルギーの活用や省エネの取り組みのほか、環境配慮型店舗への建て替えも進めました。なかでも、向日市に新築した「京都フィナンシャルグループMUKOUビル」は、建物で使用するエネルギーによる温室効果ガスを実質ゼロにする「ZEB」認証を取得するとともに、その3階には京都府の脱炭素関連スタートアップ向けインキュベーション施設「ZET-BASE KYOTO」が入居し、官民連携により「ZET-valley」の形成に向けた取り組みを強化しました。

少子高齢化については、引き続き「京銀『ハロー！ベビー！口座開設プラン』」や先述の資産管理業務を含む相続・資産承継業務などによるお客さまのサポートに加えて、従業員向けの取り組みとして、不妊治療にかかる費用補助制度を開始するなど、従業員のウェルビーイング向上を目指した新たな施策を開始しました。

以上のような取り組みの結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

## **当社グループの連結業績**

当社グループの連結経常収益は、前年度比1,994億46百万円増加し、3,667億4百万円となりました。一方、経常費用は、前年度比1,131億79百万円増加し、2,295億21百万円となりました。この結果、連結経常利益は前年度比862億67百万円増加し1,371億82百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比601億71百万円増加し967億23百万円となり、ROE（純資産ベース）は5.43ポイント上昇し8.71%となりました。

## **京都銀行の業績および主要勘定**

京都銀行の経常収益は、貸出金利息などの資金運用収益が増加し、役務取引等収益が過去最高を更新したほか、政策保有株式の縮減に伴う株式等売却益が大幅に増加したことなどから、前年度比2,090億3百万円増加し3,546億84百万円となりました。一方、経常費用は、預金金利引き上げなどに伴う資金調達費用の増加のほか、国内債券の含み損の処理により国債等債券売却損が大幅に増加したことなどにより、前年度比1,086億3百万円増加し、2,062億94百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比1,003億99百万円増加し1,483億89百万円、当期純利益は前年度比743億円増加し1,091億53百万円と、過去最高となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金は、個人・法人を中心に期中3,133億円増加の9兆6,010億円、貸出金は、法人向け貸出を中心に、期中3,304億円増加の7兆6,527億円、有価証券は、政策保有株式の縮減を進めるとともに、国内債券のポートフォリオ改善を実施し、期中6,537億円減少の2兆6,493億円となりました。なお、有価証券の時価会計に伴う評価差額（含み益）は、8,037億円となりました。

## 政策保有株式の縮減状況

政策保有株式については、「更なる成長に向けた戦略目標」で設定した縮減目標に基づき取り組みを進めておりますが、2026年4月公表の新たな中期経営計画では、縮減目標をさらに引き上げ、今後も継続して縮減に取り組んでまいります。

### 政策保有株式（上場）の縮減目標

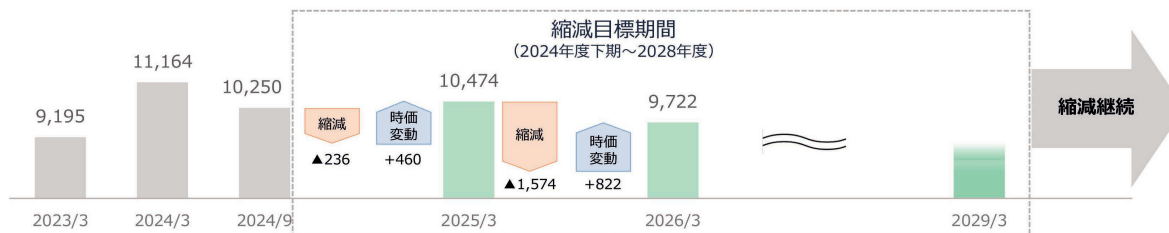
<b>当初の縮減目標（2024年11月公表）</b> 2024年度下期から2028年度において、 1,000億円以上縮減（時価ベース）	引上げ後の縮減目標（2026年4月公表） 2024年度下期から2028年度において、 <b>3,000億円以上縮減（時価ベース）</b>
---------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

### 政策保有株式（上場）の時価の縮減額

内訳	2022年度	2023年度	縮減目標期間			
			2024年度	2025年度	~	2028年度
			うち下期			
売却 <small>（売却時の時価累計）</small>	39 億円	61 億円	44 億円	26 億円	1,574 億円	
純投資振替 <small>（年度末時点の時価）</small>	-	101 億円	210 億円	210 億円	-	
合計	39 億円	162 億円	254 億円	<b>1,810 億円</b>		

### 政策保有株式（上場）の時価

（単位：億円）



## 当社グループの対処すべき課題

現在、当社を取り巻く環境は、「金利のある世界」の到来により預金の重要性が増し、他金融機関との預金獲得に向けた競争が激化しております。加えて、フィンテック企業や異業種からの金融サービス分野への参入によって、競争環境が複雑化しています。地域経済においては、物価高、少子高齢化に伴う人口減少や労働人口の高齢化など、中長期的にも規模の縮小が懸念されている状況にあります。

このような状況下でも、投資家や株主のみなさまからの当社に対する期待は高まっており、また、地域のお客さまも当社グループが提供するサービスの充実に期待いただいております。

これらの期待に応え続けることで、経営理念「地域社会の繁栄に奉仕する」の実現に向け、すべてのステークホルダーとともに持続的な成長の好循環を創出する「価値創造グループ」として成長し続けるため、次の3つの課題に対処してまいります。

### 高い付加価値の提供

他金融機関・他企業との競争が激化する中で、当社グループが選ばれ続けるためには、多様化・複雑化するお客さまの課題を解決する付加価値の高いソリューションを提供し続ける必要があります。

そのために、顕在化した課題の解決だけにとどまらず、潜在ニーズも含めた課題の「全体像」を把握し、それらを適時適切に解決するソリューションの提供に取り組んでまいります。提供にあたっては、当社グループがこれまで築いてきた「近畿2府3県および愛知・東京に広がるお客さまとのリレーション」と、お客さまへの伴走支援により培ってきた専門性を最大限活用するとともに、持株会社体制の下でグループ各社がそれぞれの専門性をさらに高めつつ、グループ内の連携を高める施策に取り組んでまいります。

### 地域経済の成長

少子高齢化やそれに伴う人口減少という逆風下において、「地域経済の成長」を実現していくことは、地域社会全体で取り組むべき重要な課題であると認識しております。また、地域金融機関として地域のみなさまとともに歩んできた当社グループにとって、この課題に対処することが、市場・顧客基盤の維持・拡大をもたらし、当社グループの成長につながると認識しております。

前中期経営計画期間中に開始した「地域みらい共創事業」を中心に、高齢化や後継者不足等を要因とする事業者の休廃業や、労働力不足などの社会的課題の解決に取り組むとともに、当社グループが過去から地域事業者の伴走支援を継続してきた成果である、政策保有株式会社からの配当収入や含み益も活用し、地域産業の活性化および次世代への継承、新たな地域中核企業の創生・成長支援に取り組んでまいります。

## 不断の最適化

お客さまのニーズの多様化・複雑化に合わせ、当社グループの事業領域を拡大する中では、人的リソースをはじめとする経営資本を適切に配分することが重要となります。

事業全体のポートフォリオ見直しに加え、全体最適の視点での効率化、特に対面・非対面チャンネルの役割再構築によるサービスの質を維持した効率化、デジタル技術の活用、低採算業務の見直し等により、経営資本を効果的に投下してまいります。

こうした経営の実践を通じて、株主のみなさまや地域社会を含めた幅広いステークホルダーのみなさまの期待に応えてまいります。株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援とご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### (ご参考) 中期経営計画 (2026-2028年度)

2026年4月に新たな中期経営計画を公表しました。更なる成長に向けた戦略目標をベースに、成長角度をさらに引き上げるものとして策定しました。

本計画では、前中期経営計画において構築した持株会社体制の効果を最大限に発揮し、全社を挙げて提供する付加価値を最大化することで、当社グループの成長を加速してまいります。

また、計画名称は、当社グループの活動が地域社会ひいては日本社会全体の課題解決に貢献し、よりよい未来につなげていくとの想いを込めております。

計画名称

## 「京都・関西の成長を日本の力に。京都FGの挑戦！」

主要戦略1

### トータルソリューション戦略

顕在化した課題の単発解決にとどまらず、潜在ニーズも含めた課題の「全体像」を把握し、グループ全社で解決

主要戦略2

### 地域成長・共創戦略

様々なプレイヤーと連携し、地域全体の課題（特に少子高齢化）に応えることで、地域の成長を共創し、新たな収益の柱とする

主要戦略3

### 不断の最適化戦略

部分最適から脱却し、全体最適目線にて横ぐしを通し、事業ポートフォリオ、リソース配分、ガバナンス・業務のあり方等を絶え間なく見直すことで成長角度を最大化

## 【計画指標】

		2028年度計画		
		達成指標	新たな戦略目標	中計目標
KGI		ROE(純資産ベース)	5%	8%以上
		ROE(株主資本ベース)	—	16%以上
		親会社株主帰属利益	600億円	900億円以上
KPI	収益力	OHR	—	40%台
	成長投資 <small>(期間中累計)</small>	ベンチャー投資を中心とした成長投資	(純増)1,000億円以上 <small>(24年度下期～30年度の累計)</small>	(純増)1,000億円以上 <small>(24年度下期～28年度の累計)</small>
		IT・DX投資	—	150億円以上
		人的資本投資	—	70億円以上
KGI ・ KPI の前提	資本政策	自己資本比率	—	10%程度
		総還元性向	—	50%以上 <small>(期間中、引き続き弾力的な還元方針)</small>
		政策保有株式縮減(時価) <small>(24年度下期～28年度の累計)</small>	1,000億円以上	3,000億円以上

2年前倒し

## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	—	137,691	167,258	366,704
経常利益	—	43,574	50,915	137,182
親会社株主に帰属する当期純利益	—	31,572	36,552	96,723
包括利益	—	177,237	△34,139	88,053
純資産額	—	1,141,082	1,083,193	1,136,251
総資産	—	11,576,552	12,161,140	11,825,666

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は、2023年10月2日設立のため、2022年度の状況については記載しておりません。

### ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
営業収益	—	11,941	31,329	77,834
受取配当額	—	11,095	30,000	76,387
銀行業を営む子会社	—	11,095	30,000	76,000
その他の子会社	—	—	—	387
当期純利益	—	11,059	29,998	76,383
1株当たり当期純利益	一円一銭	37円46銭	102円68銭	267円59銭
総資産	—	479,790	485,888	527,380
銀行業を営む子会社株式等	—	456,224	456,224	456,146
その他の子会社株式等	—	7,225	11,109	11,187

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を自己株式を除く期中平均株式数で除して算出しております。  
 なお、2024年1月1日付で1株を4株に株式分割しております。2023年度の1株当たり当期純利益については、2023年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。  
 3. 当社は、2023年10月2日設立のため、2022年度の状況については記載しておりません。

## (3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末	
	銀行業	その他
使用人数	3,314人	362人

- (注) 使用人数には、嘱託および臨時従業員は含まれておりません。

#### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

##### イ. 銀行業

株式会社京都銀行

##### ① 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
京 都 府	111	( 6)
大 阪 府	31	( —)
滋 賀 県	14	( —)
奈 良 県	7	( —)
兵 庫 県	8	( —)
愛 知 県	2	( —)
東 京 都	1	( —)
合 計	174	( 6)

(注) 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を3か所、移動店舗車を1台、店舗外現金自動設備を216か所設置しております。また、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を26,641か所設置しております。

##### ② 当年度新設営業所

該当ありません。

なお、当年度において店舗外現金自動設備を1か所新設、4か所廃止いたしました。

##### ロ. その他

株式会社京都フィナンシャルグループ

営 業 所 等	所 在 地
本 社	京 都 市

(注) 上記以外のその他の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況」の「ロ. 子会社等の状況」をご参照ください。

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	その他	合計
設備投資の総額	6,832	705	7,538

### ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

銀行業	内容	金額
	店舗等の新築移転・改修 (9か所)	3,582

- (注) 1. 上記のほか、当年度において店舗等の除却および売却を行っております。  
2. 設備の記載金額については、消費税および地方消費税を含んでおりません。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況  
該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名 (所在地)	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社京都銀行 (京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地)	銀行業務	百万円 42,103	% 100.00	—
株式会社Cotoyoli (京都市中京区烏丸通三条南入饅頭屋町591番地)	ECモールの運営、商品 企画開発・販路拡大等 支援業務	10	100.00	—
京銀リース株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	リース業務	100	100.00	—
京都クレジットサービス株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	クレジットカード業務	50	100.00	—
京銀カードサービス株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	クレジットカード業務	50	100.00	—
株式会社京都総研コンサルティング (京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地)	コンサルティング業務、 経済調査・研究業務	30	100.00	—
京銀証券株式会社 (京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地)	金融商品取引業務	3,000	100.00	—
京都キャピタルパートナーズ株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	投資業務	100	100.00	—
きょうと事業再生債権回収株式会社 (京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町518番地 前田エスエヌビル3階)	事業再生・債権管理回 収業務	500	100.00	—
積水リース株式会社 (大阪府大阪市中央区道修町4丁目4番10号)	リース業務	100	90.00	—
京都M&Aアドバイザーズ株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	M&A支援業務	100	100.00	—
京都信用保証サービス株式会社 (京都市中京区烏丸通三条南入饅頭屋町591番地)	信用保証業務	30	100.00 (100.00)	—

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の( )内は、間接議決権比率であります。  
 4. 上記のほか、持分法適用の関連会社が1社あります。  
 5. 2025年10月1日付で、烏丸商事株式会社は、株式会社Cotoyoliに社名変更しております。

ハ. 重要な業務提携の概況  
該当ありません。

**(7) 主要な借入先**

該当ありません。

**(8) 事業譲渡等の状況**

当社は、2025年7月1日をもって、株式会社京都銀行が新設分割により設立した京都M & Aアドバイザー株式会社の発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員（取締役）の状況

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
土井伸宏	取締役社長（代表取締役）		
幡宏幸	取締役（代表取締役） 経営管理部担当	株式会社京都銀行専務取締役	
安井幹也	取締役	株式会社京都銀行取締役頭取 （代表取締役）	
奥野美奈子	取締役	株式会社京都銀行常務取締役	
岩橋俊郎	取締役（監査等委員）（常勤）		
大藪千穂	取締役（監査等委員）（社外取締役）		
植木英次	取締役（監査等委員）（社外取締役）	株式会社C I J社外監査役	
中務裕之	取締役（監査等委員）（社外取締役）	ユニソールホールディングス株式 会社社外取締役	
田中素子	取締役（監査等委員）（社外取締役）		
和泉志津恵	取締役（監査等委員）（社外取締役）		
赤松玉女	取締役（監査等委員）（社外取締役）		

- （注）1. 取締役（監査等委員）の大藪千穂氏、植木英次氏、中務裕之氏、田中素子氏、和泉志津恵氏および赤松玉女氏は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）の中務裕之氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）の和泉志津恵氏につきましては、職業上使用している氏名であることから、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は大久保志津恵であります。
4. 当社は、常勤の監査等委員を1名選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が重要な会議等に出席するほか、内部監査部門との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別報酬の決定方針（以下、「決定方針」という）は、グループ指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して取締役会の決議により決定しております。

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」、事業年度毎の業績向上意識を高めるための「業績連動報酬」、中長期的な企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を高めるための「譲渡制限付株式報酬」により構成しております。

業績連動報酬は、役位別の基準額に対して、当社グループの最終的な経営成績である「親会社株主に帰属する当期純利益」と、当社グループの経営効率を表す「ROE（純資産ベース）」の達成状況に応じて決定する支給倍率（0～170%）を乗じた金額を上限として、当社グループの業績内容等を総合的に勘案して決定するものとしております。なお、当事業年度の実績については、「1. 当社の現況に関する事項（1）企業集団の事業の経過および成果等」に記載のとおりです。

社外取締役については、独立性の観点から、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとしております。

監査等委員である取締役については、独立性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとしております。

なお、当社は銀行持株会社として子銀行である株式会社京都銀行と一体的に報酬制度を整備・運用することとし、両社を兼職する場合は、報酬等を一定割合で按分するものとしております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、グループ指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

## □. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	6名	196	136	38	21
取締役(監査等委員)	7名	80	80	—	—
計	13名	277	217	38	21

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記非金銭報酬等は、「譲渡制限付株式報酬」に基づく費用計上額21百万円であります。  
譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役(社外取締役および監査等委員であるものを除く。)に対し、取締役または執行役員の内いずれの地位も退任する日までの譲渡制限期間が設定された普通株式を付与しております。これは、取締役の企業価値増大への意識や株主重視の経営意識を高めることを目的としたものであり、年間の報酬の上限は150百万円かつ100,000株以内であります。
3. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等は該当ありません。
4. 支給人数には、2025年6月27日開催の第2期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。

## ハ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2024年6月27日開催の第1期定時株主総会(終結時の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数6名、監査等委員である取締役の員数6名)において取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は年額500百万円以内、監査等委員である取締役は年額100百万円以内として、それぞれご承認いただいております。また、金銭で支給する報酬とは別枠で、取締役(社外取締役および監査等委員であるものを除く。)の「譲渡制限付株式報酬」は年額150百万円以内かつ100,000株以内として、ご承認いただいております。

## 二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度については、2025年6月27日開催の取締役会において、代表取締役社長土井伸宏および代表取締役幡宏幸に、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、業績連動報酬の額、および譲渡制限付株式の各人別割当株数の決定であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

委任を受けた代表取締役は、当該権限が適切に行使されるよう、グループ指名・報酬委員会に原案を諮問して答申を得ており、当該答申の内容に従って決定しております。

### (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大 藪 千 穂	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
植 木 英 次	
中 務 裕 之	
田 中 素 子	
和 泉 志津恵	
赤 松 玉 女	

### (4) 補償契約

該当ありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社および当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員であり、その保険料は当社が全額負担しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
大藪千穂	
植木英次	株式会社C I J 社外監査役
中務裕之	ユニソルホールディングス株式会社社外取締役
田中素子	
和泉志津恵	
赤松玉女	

(注) 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
大藪千穂	2年6か月	当期開催の取締役会14回の全ておよび監査等委員会16回の全てに出席しております。	主に大学教授としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。また、グループ指名・報酬委員会委員長として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
植木英次	2年6か月	当期開催の取締役会14回の全ておよび監査等委員会16回の全てに出席しております。	会社経営者としての経験やシステム分野の知見に基づき、必要に応じ意見を述べております。また、グループ指名・報酬委員会委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
中務裕之	2年6か月	当期開催の取締役会14回の全ておよび監査等委員会16回の全てに出席しております。	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。また、グループ指名・報酬委員会委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
田中素子	2年6か月	当期開催の取締役会14回の全ておよび監査等委員会16回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。また、グループ指名・報酬委員会委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
和泉志津恵	1年9か月	当期開催の取締役会14回の全ておよび監査等委員会16回の全てに出席しております。	主に大学教授としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。また、グループ指名・報酬委員会委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
赤松玉女	9か月	就任後開催の取締役会11回の全ておよび監査等委員会12回の全てに出席しております。	主に大学教授としての専門的見地や学校法人経営の経験から、必要に応じ意見を述べております。また、グループ指名・報酬委員会委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。

#### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等
報酬等の合計	6名	51

#### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

#### 4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 800,000千株  
 発行済株式の総数 301,362千株  
 (注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 25,966名

#### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	35,153千株	12.37%
日本生命保険相互会社	10,922	3.84
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	10,056	3.54
明治安田生命保険相互会社	10,001	3.52
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	8,868	3.12
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	7,326	2.57
京セラ株式会社	6,384	2.24
住友生命保険相互会社	5,272	1.85
京都フィナンシャルグループ従業員持株会	5,095	1.79
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	4,418	1.55

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数 (17,303千株) を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) 役員保有株式

区分	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役 (社外取締役および監査等委員 であるものを除く)	4名	普通株式 8,658株

#### (5) その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

## 5. 当社の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役および監査等委員であるものを除く)	① 新株予約権の割当日 2023年10月2日 ② 新株予約権の数 27個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 2,160株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月2日から2047年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	1名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月2日 ② 新株予約権の数 75個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 6,000株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月2日から2048年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	2名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月2日 ② 新株予約権の数 133個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 10,640株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月2日から2049年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	2名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月2日 ② 新株予約権の数 150個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 12,000株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月2日から2050年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	2名
社外取締役 (監査等委員であるものを除く)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

- (注) 1. 2023年6月29日開催の株式会社京都銀行の定時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に株式会社京都銀行が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権を交付しております。
2. 当社が2024年1月1日付で行った1株を4株とする株式分割により、「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等 該当ありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 山口圭介 指定有限責任社員 河越弘昭	24	(報酬等について監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由) 監査等委員会は、会計監査人および社内関係部署からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、監査報酬の見積り根拠などが適切であるかについて確認し、検証した結果、相当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 当社および子会社が当社の会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は122百万円でありません。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載していません。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 補償契約

該当ありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性等の観点から、当社の監査業務に重大な支障を来すと判断した場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

当社では、経営理念・経営方針のもと、会社法および同施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備として、次のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会で決議し、その方針に基づいて、内部統制システムの整備およびその実効性の向上に努めております。

なお、本方針において、当社グループとは当社および連結子会社により構成される企業グループを指します。

### (1) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、経営理念・経営方針のもと、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つと位置づけ、そのための遵守基準となる企業倫理・行動規範等を制定する。
- ② 当社グループ全体のコンプライアンス推進体制として、当社にコンプライアンス会議、コンプライアンス統括部署等を置くとともに、各子会社におけるコンプライアンス徹底のための態勢整備、指導、管理、評価・改善等を行う。各子会社においては、各社の事業内容・規模等に応じたコンプライアンス態勢の整備・運用を行う。また、不正行為を発見した場合の報告体制をグループ各社において整備・運用するとともに、社内通報制度を設け、不正行為の早期発見および自律的な対応を行い、もって当社グループ会社の健全性を維持する。
- ③ 当社は、グループ全体における毎年度の取組方針として、コンプライアンス・プログラムを作成し、コンプライアンスの計画的な推進を図るとともに、定期的に進捗状況を取締役会およびコンプライアンス会議に報告する。
- ④ 当社グループは、強固なコンプライアンス態勢を整備・確立するためグループ共通の「コンプライアンス規程」を定めるとともに、具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」等の諸規程を制定する。
- ⑤ 当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断し、当該勢力による被害を防止するための体制を整備するとともに、マネー・ロンダリング等対策の高度化に努める。
- ⑥ 当社グループは、法令に則り、グループ各社に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理を行うための体制を整備する。
- ⑦ 当社の取締役会は、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役会の構成として、一定割合以上の社外取締役を置くことで、外部の視点による監督機能の維持・向上を図る。
- ⑧ 当社の内部監査部門は、取締役会および監査等委員会直轄の組織とし、グループ全体のコンプライアンス状況を監査し、取締役会および監査等委員会に報告する。

## **(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

- ① 当社グループの情報資産保護のための基本方針として、「情報セキュリティポリシー」を制定し、情報資産を適切に保護・管理する。
- ② 当社は、取締役の職務執行に係る情報については、取締役会議事録などを適切に保存・管理し、閲覧権限者の要請に対処できる体制を整備する。

## **(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当社グループは、グループ全体の安全かつ健全な経営基盤を確立することを目的とした「統合的リスク管理規程」を定め、各社の事業内容や規模等に応じたリスク管理を行うこととし、以下の主要なリスクをはじめ、業務において保有するすべてのリスクを的確に把握し、環境変化に適切に対応できる内部管理体制について定める。  
(ア) 信用リスク、(イ) 市場リスク、(ウ) 流動性リスク、(エ) オペレーショナル・リスク、(オ) マネー・ローダリング等リスク、(カ) 評判リスク
- ② 当社は、前項に定めるほか、グループ全体の健全かつ適切な経営を確保するため、取締役会において、グループ各社の経営、財務およびリスク管理の状況等に応じて、グループ内における適切かつ効率的な資本の分配および自己資本の充実等に係る方針・計画を決定し、それらを踏まえグループ全体の経営管理を行う。
- ③ 当社グループは、地震・火災等の災害発生や各種リスクの顕在化等の突発的な事象に対処していくため、グループ全体を対象とした「非常事態対策本部設置規程」を定めるとともに、具体的な対応手順として、「コンティンジェンシープラン」等を整備する。
- ④ 当社グループのリスク管理に関する重要事項は、当社の統合的リスク会議において決議・審議・報告し、総合的なリスク管理態勢の整備・確立を図る。
- ⑤ 当社の内部監査部門は、グループ全体の内部監査を統括し、リスク管理状況について独立した監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

## **(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、経営理念・経営方針を基軸として、取締役会においてグループ全体の中長期の経営計画ならびに毎年度の方針・予算を決定し、各子会社はそれらを踏まえた計画の策定ならびに業務執行を行う。
- ② 当社は、グループ全体の計画進捗状況について、取締役会において半期ごとに成果と課題を把握し、さらに四半期ごとに予算・決算の状況を管理することにより、取締役の相互牽制、業務執行の監督を行う。
- ③ 当社および各子会社の具体的な業務の遂行にあたっては、社内規程等に定める職務権限等を遵守し、適正かつ迅速な職務執行を行うこととする。
- ④ 当社は、各子会社の自立を尊重しつつ、「グループ経営管理規程」において、協議・報告基準を定め、経営管理を行う。

- ⑤ 当社の執行を担う会議体として、経営執行会議、統合的リスク会議、コンプライアンス会議を設置し、取締役会より委譲を受けた重要事項の決定や各子会社の業務執行状況の把握、取締役会への適切な情報共有などを行い、執行機能の強化を図る。

**(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制ならびに当社子会社の取締役の職務の遂行に係る当社への報告に関する体制**

- ① 当社グループの適正な業務運営を確保するため、「内規」や「職務権限規程」等においてその職務分担を明記するとともに、当社の「グループ経営管理規程」においてグループ会社等の業務の規模・特性に応じた経営管理を行う。
- ② 当社の役職員を連結子会社の役員に就任させるなど、連結子会社の取締役会への出席等を通じて、当該子会社における業務の状況を管理・監督する。
- ③ 当社は、取締役会から委譲を受けた重要事項の決定や子会社の業務執行状況の把握、取締役会への適切な情報共有を行う会議体としてグループ経営会議（経営執行会議、統合的リスク会議、コンプライアンス会議の総称）を置く。グループ各社は当社の決定したグループの経営方針に沿った業務執行を行い、その執行状況を代表者等がグループ経営会議に報告する。
- ④ 当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、基本方針を制定し、体制を整備する。
- ⑤ 当社の内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施するとともに、内部監査基本方針のもと、子会社の内部監査体制を整備する。また、当社の内部監査部門は、当社および子会社の内部監査部門が行った内部監査の結果を取締役会および監査等委員会へ報告する。

**(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、および当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性並びに監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査等委員会事務局に監査等委員会、監査等委員の職務を補助する使用人として専属の担当者を置くこととする。
- ② 監査等委員会事務局の専属の担当者は業務執行に係る役職は兼務せず、取締役（監査等委員であるものを除く）の指揮・監督を受けず、専ら監査等委員会、監査等委員からの指示命令に従う。
- ③ 監査等委員会の補助使用人の人事（異動・評価・懲戒処分）については、監査等委員会の同意を得て行う。

## **(7) 監査等委員への報告に関する体制**

- ① 当社グループの役職員は、当社グループに重要な影響を及ぼす情報について、遅滞なく監査等委員へ報告する。報告を受けた監査等委員は監査等委員会に報告する。
- ② 監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、必要に応じて、当社グループの取締役、使用人等に対して報告を求める。報告を求められた取締役、使用人等はこれに応じることとする。
- ③ 報告を行ったものに対し、不利益な取り扱いを行わないこととする。また、社内通報制度等により報告したものに対する不利益な取り扱いを把握した場合、適切な救済・回復の措置をとる。

## **(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

## **(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員は、取締役の職務の執行に係る適法性および妥当性の監査を実施するため、当社の執行に関する重要な会議に出席することができる。
- ② 監査等委員会は、当社代表取締役を含む役付取締役、内部統制関連部門等と連携することにより、当社グループの業務の執行状況を把握する。
- ③ 監査等委員会は、当社内部監査部門に対して、必要かつ具体的な指示を行うなど、当社内部監査部門に対する指揮命令権を確保する。
- ④ 当社の内部監査部門長の人事（異動・懲戒処分）については、監査等委員会の同意を得て行う。

当事業年度（第3期）における、上記基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。なお、基本方針は、法令諸規則等または外部経営環境の変化や当社グループにおける内部統制システムの運用状況等を踏まえて、随時必要な見直しを行い、内容の充実・実効性の向上に努めてまいります。

## **(1) コンプライアンス態勢**

- ・ コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題と位置付け、そのための遵守基準として、グループ共通の「企業倫理・行動規範」を制定しております。
- ・ 当社グループ全体のコンプライアンス推進体制として、当社にコンプライアンス会議、コンプライアンス統括部署等を置くとともに、各子会社におけるコンプライアンス徹底のための態勢整備、指導、管理、評価・改善等を行っております。

- ・ また、不正行為を発見した場合の報告体制をグループ各社において、整備・運用するとともに、社内通報制度を設け、不正行為の早期発見および自律的な対応を行っております。
- ・ 取締役会は、「グループコンプライアンス・リスク管理プログラムの実施状況」等の各種報告を受け、業務が経営の基本方針・諸規程等に基づいて適切に運営されていることを確認するとともに、改善が必要な事項がある場合には、都度、改善・是正をしております。

## (2) 情報管理体制

- ・ 取締役会議事録を取締役の職務の執行に係る重要な情報として、適切に保存および管理し、閲覧権限者の要請に対し対応できる体制を整備しております。
- ・ その他の重要な情報についても、各所管部において適切に保存および管理しております。

## (3) リスク管理体制

- ・ グループ経営会議の1つである統合的リスク会議において、経営管理部より主要なリスクの状況について報告を受けております。
- ・ また、定期的に危機発生時を想定した模擬訓練を行うなど、適切な危機管理態勢を構築しております。
- ・ 当社の内部監査部門は、リスク管理状況について、独立した監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告しております。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会においてグループ全体の中期経営計画ならびに年度の方針および予算を決定し、各子会社はそれらを踏まえた計画の策定ならびに業務執行を行っております。
- ・ グループ全体の計画進捗状況について、取締役会において半期ごとに成果と課題を把握し、また四半期ごとに予算・決算の状況を管理しております。
- ・ 当社の執行を担う会議体として、経営執行会議、統合的リスク会議、コンプライアンス会議を設置し、取締役会より委譲を受けた重要事項の決定や各子会社の業務執行状況の把握、取締役会への適切な情報共有などを行っております。また、監督機能を補完する任意の委員会としての「グループ指名・報酬委員会」、専門的な領域における審議の充実をはかり、取締役会の機能を補完・補強する会議としての「サステナビリティ経営会議」を設置するなど、監督と執行の機能強化を両輪として推進するとともに、効率的な職務執行に取り組んでおります。

#### (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は「グループ経営管理規程」を制定し、各子会社の当社への協議・報告基準を定め、業務の規模・特性に応じた経営管理を行っております。また、役職員を各子会社の役員に就任させ、取締役会への出席等を通じて、業務の状況を管理・監督しております。
- ・ グループ各社は当社の決定したグループ全体の経営方針に沿った業務執行を行い、その執行状況を代表者が経営執行会議において報告しております。
- ・ 当社の内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施し、内部監査の結果を取締役会および監査等委員会へ報告しております。

#### (6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

- ・ 監査等委員会事務局には、専属の担当者を配置し、業務執行から独立した立場で、監査等委員の職務を補助しております。
- ・ 「監査等委員会規程」等において、監査等委員会への報告ルールを整備しているほか、各部署は、監査等委員会からの依頼・要請に基づいて、随時、業務の執行状況に係る必要な報告・説明を実施しております。
- ・ また、報告を行った者に対し、不利益な取り扱いを行わない旨を定め、社内通報制度等により報告した者に対する不利益な取り扱いを把握した場合、適切な救済・回復の措置をとることを定めるとともに、全従事者に対し周知徹底しております。
- ・ 常勤監査等委員は、グループ経営会議などの重要な会議に出席するほか、会計監査人とも定期的に会合を開くなど積極的に意見を交換しております。
- ・ 内部監査部門、リスク統括部門は定期的に監査等委員との意見交換の場を設けて、内部監査、コンプライアンス、リスクの管理状況等を報告しております。

### 9. 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る 薬師前町700番地	456,146百万円	527,380百万円

### 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

### 11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

## 12. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議によってこれらを決定することができる旨を定款に定めております。

当社では、株主還元方針を「総還元性向50%以上」と定め、成長投資と健全性の確保とのバランスを勘案しつつ、株主還元の充実を進め、弾力的に還元を実施することとしております。

## 連結計算書類

(2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	918,930	預 金	9,575,076
コールローン及び買入手形	453,836	譲 渡 性 預 金	23,150
買入金銭債権	15,335	コールマネー及び売渡手形	32,775
商品有価証券	320	債券貸借取引受入担保金	254,575
金銭の信託	6,404	借 用 金	403,550
有 価 証 券	2,650,960	外 国 為 替	206
貸 出 金	7,590,931	信 託 勘 定 借	3,307
外 国 為 替	9,118	そ の 他 負 債	129,654
リース債権及びリース投資資産	42,572	退 職 給 付 に 係 る 負 債	6,634
そ の 他 資 産	62,856	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	75
有 形 固 定 資 産	80,921	偶 発 損 失 引 当 金	1,263
建 物	30,123	特 別 法 上 の 引 当 金	1
土 地	43,802	繰 延 税 金 負 債	239,202
建 設 仮 勘 定	2,494	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,407
その他の有形固定資産	4,500	支 払 承 諾	16,535
無 形 固 定 資 産	7,294	負 債 の 部 合 計	10,689,415
ソ フ ト ウ ェ ア	4,014	(純資産の部)	
の れ ん	1,333	資 本 金	40,000
その他の無形固定資産	1,946	資 本 剰 余 金	37,322
退 職 給 付 に 係 る 資 産	59	利 益 剰 余 金	535,429
繰 延 税 金 資 産	1,181	自 己 株 式	△39,794
支 払 承 諾 見 返	16,535	株 主 資 本 合 計	572,957
貸 倒 引 当 金	△31,591	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	552,398
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3,750
		土 地 再 評 価 差 額 金	△2,848
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	9,753
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	563,053
		新 株 予 約 権	42
		非 支 配 株 主 持 分	197
		純 資 産 の 部 合 計	1,136,251
資 産 の 部 合 計	11,825,666	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	11,825,666

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目				金 額
経	常	収	益	366,704
資	金	運	収	133,677
	貸	出	金	80,226
	有	価	証	44,885
	コ	ー	ル	3,381
	預	け	金	34
	そ	の	他	5,149
信	託	報	酬	6
役	務	取	引	29,027
そ	の	他	業	25,648
そ	の	他	業	178,344
	償	却	債	2
	そ	の	他	178,342
経	常	費	用	229,521
資	金	調	達	42,676
	預	金	利	28,492
	讓	渡	性	488
	コ	ー	ル	1,307
	債	券	貸	4,919
	借	用	金	1,764
	そ	の	他	5,704
役	務	取	引	8,284
そ	の	他	業	110,802
そ	の	他	業	66,438
	貸	倒	引	1,320
	そ	の	他	46
				1,273
経	常	利	益	137,182
特	別	利	益	121
特	固	定	資	121
	固	定	資	592
	金	融	商	0
税	法	法	法	136,711
法	人	税	、	40,719
法	人	税	、	△727
当	期	純	利	39,991
	非	支	配	96,719
	親	会	社	△4
	株	主	に	96,723
	帰	属	す	
	る	当	期	
	純	損	失	
	(△)			
	親	会	社	
	株	主	に	
	帰	属	す	
	る	当	期	
	純	利	益	

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	40,000	37,473	458,718	△25,195	510,997
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△20,093		△20,093
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			96,723		96,723
自 己 株 式 の 取 得				△14,975	△14,975
自 己 株 式 の 処 分		△151		376	225
土地再評価差額金の取崩			81		81
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△151	76,711	△14,598	61,960
当 期 末 残 高	40,000	37,322	535,429	△39,794	572,957

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	566,698	430	△2,766	7,434	571,796	193	205	1,083,193
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△20,093
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								96,723
自 己 株 式 の 取 得								△14,975
自 己 株 式 の 処 分								225
土地再評価差額金の取崩								81
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△14,300	3,319	△81	2,318	△8,743	△151	△7	△8,902
当 期 変 動 額 合 計	△14,300	3,319	△81	2,318	△8,743	△151	△7	53,057
当 期 末 残 高	552,398	3,750	△2,848	9,753	563,053	42	197	1,136,251

# 連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

## 1. 子会社、子法人等及び関連法人等の定義に関する事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

## 2. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結される子会社及び子法人等 12社

(会社名)

株式会社京都銀行  
株式会社Cotoyoli  
京銀リース株式会社  
京都クレジットサービス株式会社  
京銀カードサービス株式会社  
株式会社京都総研コンサルティング  
京銀証券株式会社  
京都キャピタルパートナーズ株式会社  
きょうと事業再生債権回収株式会社  
積水リース株式会社  
京都M&Aアドバイザリー株式会社  
京都信用保証サービス株式会社

(連結の範囲の変更)

京都M&Aアドバイザリー株式会社は、会社分割（簡易新設分割）により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。なお、烏丸商事株式会社は、株式会社Cotoyoliに社名変更しております。

### (2) 非連結の子会社及び子法人等 10社

(主要な会社名)

京銀FOF1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### (3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

(会社名)

株式会社シカタ  
株式会社渡辺義一製作所

投資事業等を行う非連結の子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

### 3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 1社

(会社名)

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 10社

(主要な会社名)

京銀FOF 1号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連法人等 2社

(主要な会社名)

京銀まちづくりファンド有限責任事業組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等の名称

(会社名)

株式会社サンエープロテントホールディングス

投資事業等を行う非連結の子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

4. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 12社

5. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

6. のれんの償却に関する事項

16年間の定額法により償却を行っております。

7. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

当社並びにその他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

##### ② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権及び、要管理先以外の要注意先のうち財務内容等に特に懸念のある債務者に対する債権については今後3年間、これら以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。なお、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期的な視点も踏まえた過去の平均値に、将来見込み等を勘案して損失率を求め、算定しております。また、上記の要注意先及び要管理先に区分される債務者のうち、経営改善計画の策定可能性に関する不確実性が高い特定の債務者に対する債権については、破綻懸念先に対して見積られた非保全額に対する予想損失率に基づいて貸倒引当金を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(8) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## (11) 重要なヘッジ会計の方法

### ① 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

### ② 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
  - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

### 1. 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取り扱いを定めるものです。

### 2. 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

### 3. 当該会計基準等の適用による影響

連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 31,591百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」「7. 会計方針に関する事項」「(5)貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

#### ② 主要な仮定

債務者区分は、債務者の財務情報等に加え、業績不振等の状況にある債務者の経営改善計画の合理性及び実現可能性の判断に依存する場合があります。区分にあたっては、当該経営改善計画における業績や財務状態等の将来見込みの基礎となる債務者を取り巻く経営環境の見通しに一定の仮定を置いています。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、債務者区分に対して足元の状況等を反映し、貸倒引当金を計上しております。また、経営改善計画の策定可能性に関する不確実性が高い特定の債務者については、破綻懸念先相当のリスクがあるとの仮定を置き、破綻懸念先に対して見積られた非保全額に対する予想損失率に基づいて貸倒引当金を計上しております。

#### ③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に与える影響

貸倒引当金については、すべての債権について資産の自己査定基準に基づく資産査定を実施し、債務者区分に応じた必要と認める額を計上しております。しかしながら、債務者の財務状況は常に変動し、特に経営改善計画の実行は通常長期にわたるため、貸倒引当金の見積りは不確実性が高くなります。また、経済情勢が大きく変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 22,330百万円

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に67,238百万円含まれております。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	16,118百万円
危険債権額	77,307百万円
三月以上延滞債権額	7百万円
貸出条件緩和債権額	4,550百万円
合計額	97,983百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,461百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	296,836百万円
貸出金	369,977百万円
担保資産に対応する債務	
預金	39,813百万円
債券貸借取引受入担保金	254,575百万円
借入金	403,300百万円

上記のほか、日本銀行当座貸越契約、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券353,953百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金8,895百万円、保証金1,577百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,958,364百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,817,149百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 81,955百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,578百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は55,119百万円であります。

11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託3,300百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益177,194百万円を含んでおります。

2. 「その他業務費用」には、国債等債券売却損93,244百万円を含んでおります。

3. 「その他の経常費用」には、株式等売却損551百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	301,362	—	—	301,362	
自己株式					
普通株式	11,388	6,086	171	17,303	(注) 1、2

(注) 1 自己株式数の増加6,086千株は、市場買付6,085千株及び単元未満株式の買取0千株であります。

2 自己株式数の減少171千株は、ストック・オプションの権利行使142千株及び譲渡制限付株式報酬としての割当28千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・ オプション としての 新株予約権			—		42		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	8,699百万円	30.00円	2025年3月31日	2025年6月3日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	11,394百万円	40.00円	2025年9月30日	2025年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年5月14日 取締役会	普通株式	39,768百万円	利益剰余金	(注) 140.00円	2026年3月31日	2026年6月2日

(注) 1株当たり配当額のうち100円は、特別配当であります。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務を中心に、証券業務、信用保証業務、リース業務、クレジットカード業務等の金融サービスを提供しております。

これらの業務のうち、中核をなす銀行業務においては、預金の受け入れによる資金調達、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。当社グループが保有する金融資産及び金融負債は金利変動、為替変動及び価格変動を伴うことから、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引を行っております。また、お客さまへのリスクヘッジ手段の提供を目的としたデリバティブ取引も行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産のうち、貸出金については、主に地元企業や個人に対する事業資金や各種ローンであり、これらは与信先の経営状態の悪化等により元本や利息が回収できなくなる信用リスクを有しております。

また、有価証券は、主に債券や株式等であり、これらは、発行体の経営状態の悪化等により有価証券の価値が減少する信用リスクのほか、市場金利の変動により調達と運用の利鞘が縮小又は逆転する金利リスクや市場価格の変動により損失を被る価格変動リスクなどの市場リスクを有しております。

ほかにも、預金等の相対的に期間の短い資金で調達を行う一方で、貸出金や有価証券等の相対的に期間の長い資金で運用を行っているため、資金の運用と調達の期間ミスマッチや予期しない資金の流出等により資金繰りに支障をきたし、通常よりも著しく高いコストの資金調達を余儀なくされ損失を被るリスク、並びに市場の混乱等により、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクなど、流動性リスクを有しております。

デリバティブ取引は、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引、為替予約取引等です。金利先物取引、債券オプション取引等については、当連結会計年度末時点での残高はございません。

デリバティブ取引は、市況変動から損失を被る可能性のある市場リスクや取引の相手方が契約不履行に陥った場合に損失を被る可能性のある与信リスクが内包されております。なお、取引の大半がヘッジ目的や顧客取引に対するカバー取引であるため、市場リスクにつきましてもデリバティブ取引の被るリスクと資産・負債が被るリスクが相殺されるようになっております。

当社グループは、金利や為替等の相場変動にさらされている資産にかかるリスク（市場リスク）を回避する目的として、デリバティブ取引を活用するとともに、短期的な売買を行うトレーディング取引については一定の取引限度額等を設定し、取り組んでおります。

このほか、新しい金融商品に対するお客さまのニーズに積極的にお応えするために、デリバティブ取引を利用しております。

なお、デリバティブ取引を利用したヘッジ会計の内容は以下のとおりであります。

- ① ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ処理によっております。
- ② ヘッジ方針（ヘッジ手段、ヘッジ対象を含む）  
「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠する内規に基づき、金利リスクおよび債券・株式等の価格変動リスクを対象としております。  
なお、当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。
  - ・ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ
  - ・ヘッジ対象…固定金利貸出資産の一部、有価証券の一部
- ③ 金利スワップ並びに、通貨スワップにつきましては、期末基準日において、ヘッジの有効性を確認しております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当社グループでは、「信用リスク管理規程」により、管理態勢を定め、信用リスク管理の強化に取り組んでおります。

経営管理部信用リスク管理グループでは、内部格付・自己査定制度、償却・引当など信用リスク管理の企画・統轄を行うとともに信用リスクの計量的な分析・把握を行っております。加えて、特定の取引先、特定の業種等に与信が集中していると、環境の変化等に伴い、大きな損失が発生する可能性があるため、さまざまな角度からポートフォリオの状況を分析し、過度な与信集中が起らないよう管理しております。信用リスク量や与信集中状況については、定期的に統合的リスク会議に報告を行っております。

また、資産の健全性の維持・向上のために資産の自己査定を実施し、適正な償却・引当を行っておりますほか、経営監査部に専門担当部署として資産監査グループを設け、自己査定の実施状況およびこれに基づく償却・引当の妥当性を監査しております。

一方で、個別与信管理においては、当社グループ各社で厳格な審査を行っております。与信を行うにあたっては、与信先の財務状態、技術力、将来性および資金使途や返済原資等をふまえ、総合的に返済能力を判断しております。

また、各種の経営改善支援策を通じて経営不振先の抜本的な事業再生を図り、当社グループ資産の健全化に取り組んでおりますほか、自己査定結果に基づき、与信先に対して、個別に対応方針を策定するとともに、継続的なモニタリングを通じ、業況の変化に応じた対応を実施するなど、リスク管理の強化に努めております。

#### ② 市場リスクの管理

当社グループでは、「市場リスク管理規程」により、市場リスク管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。所管部である経営管理部においては、預貸金・有価証券等を含めた市場リスクを信用リスクなど他のリスクと一元的に把握したうえで、これを体力（自己資本）の範囲内に適切にコントロールすることで安定した収益の確保に努めております。

このため、経営管理部では、「VaR法」、「 $\Delta$ EVE（金利ショックに対する経済的価値の減少額）」などにより市場リスクの管理・分析を行っております。また、バックテスティングやストレステスト等により、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性を検証しております。

市場リスクを有する商品のうち、有価証券等の管理にあたっては、自己資本・業務純益等の当社グループの体力や収益とのバランスを考慮したポジション枠・損失限度額等のリスク許容度を設定しております。保有するポジション等は定期的に適正かつ正確な時価を計測してその把握に努め、経営陣に報告するなど十分なリスク管理を行っております。

株式等にかかるリスク量は、自己資本に加え、その評価益をもとにしてリスク許容量を設定し、また、6か月ごとに実施する自己査定を通して正確な実態把握に努め、自己査定結果に対しては、経営監査部が監査しております。

さらに、半期ごとに市場・流動性等リスク管理方針を定め、各商品の市場リスク量を、定期的に経営陣に報告するとともに、資産・負債構成の適正化やリスクヘッジ等の対応策を検討するなど、戦略的なリスクマネジメントに努めております。

なお、デリバティブ取引については、取引の大半がヘッジ目的や顧客取引に対するカバー取引ですが、短期的な売買を行うトレーディング取引については、一定の損失限度額等を設定し、管理しております。

### ③ 流動性リスクの管理

当社グループでは、「流動性リスク管理規程」により、流動性リスク管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。資金の運用・調達残高の予想・検証を入念に行うことにより、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、市場からの調達可能額を常時把握する体制をとり、流動性リスクに備えております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、注記を省略しております。また、現金預け金、コールローン及び買入手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,271	4,033	△237
その他有価証券	2,583,958	2,583,958	—
(2) 貸出金	7,590,931		
貸倒引当金 (*1)	△30,629		
	7,560,302	7,423,618	△136,684
資産計	10,148,532	10,011,610	△136,922
(1) 預金	9,575,076	9,574,416	△660
(2) 借入金	403,550	402,646	△903
負債計	9,978,626	9,977,062	△1,564
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△118	△118	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△2,948	△2,948	—
デリバティブ取引計	△3,066	△3,066	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。  
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 市場価格のない株式等 (*1) (*2)	4,231
② 組合出資金 (*3)	58,498

(\*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

(\*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品 (2026年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
株式	972,440	10,346	—	982,787
国債	376,846	—	—	376,846
地方債	—	367,752	—	367,752
社債	—	459,689	53,974	513,663
その他	3,963	338,944	—	342,908
資産計	1,353,249	1,176,734	53,974	2,583,958
デリバティブ取引				
金利関連	—	6,204	—	6,204
通貨関連	—	△9,271	—	△9,271
デリバティブ取引計	—	△3,066	—	△3,066

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 (2026年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	199	—	—	199
地方債	—	3,834	—	3,834
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
貸出金	—	—	7,423,618	7,423,618
資産計	199	3,834	7,423,618	7,427,652
預金	—	9,574,416	—	9,574,416
借入金	—	402,646	—	402,646
負債計	—	9,977,062	—	9,977,062

## (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 資産

#### 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利、期限前返済率、信用スプレッド等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

投資信託については、取引価格または証券会社等から入手する基準価格等を時価として利用しており、取引活発度に応じて時価レベルを分類しております。

私募債については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

#### 貸出金

貸出金については、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利のうち約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やオプション価格計算モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。

観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類し、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

取引所取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用していることを確認できないものをレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2026年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券 その他有価証券 社債 私募債	割引現在価値法	割引率	0.9% ~ 7.6%

## (2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2026年3月31日）

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益 (*)
		損益に 計上 (*)	その他 の包括 利益に 計上					
有価証券 その他有価証券 社債	60,201	△19	△100	△6,108	—	—	53,974	—

(\*) 連結損益計算書に含まれております。

## (3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは、時価の算定に関する方針、手続及び時価評価モデルを定めております。算定された時価は、ミドル部門において、時価の算定に用いられた評価技法、インプットの妥当性並びに、時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

## (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

## 割引率

割引率は、市場金利に調整を加えた利率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性を負担する対価から構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△2

2. 満期保有目的の債券 (2026年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	499	499	0
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	499	499	0
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	199	199	△0
	地方債	3,572	3,335	△237
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	3,772	3,534	△238
合計		4,271	4,033	△237

3. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	981,251	133,099	848,151
	債券	2,054	2,040	14
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,054	2,040	14
	その他	219,934	210,394	9,539
	外国債券	91,444	90,797	646
	その他	128,489	119,597	8,892
	小計	1,203,239	345,534	857,704
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	1,535	1,794	△258
	債券	1,256,209	1,304,773	△48,564
	国債	376,846	394,743	△17,897
	地方債	367,752	382,758	△15,005
	社債	511,609	527,271	△15,661
	その他	122,974	126,975	△4,001
	外国債券	79,511	80,404	△893
	その他	43,462	46,570	△3,108
	小計	1,380,719	1,433,544	△52,825
合計		2,583,958	1,779,078	804,879

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	192,966	169,385	516
債券	526,326	97	92,970
国債	251,397	77	42,074
地方債	162,601	19	22,492
社債	112,327	1	28,403
その他	172,242	9,867	301
外国債券	100,905	849	69
その他	71,337	9,017	231
合計	891,536	179,350	93,788

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、20百万円（すべて社債）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	6,404	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2026年3月31日現在）

該当ありません。

（1 株当たり情報）

1 株当たりの純資産額	3,999円20銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	338円85銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	338円80銭

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

該当ありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2024年1月1日に1株を4株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

（1）ストック・オプションの内容

	株式会社京都フィナンシャルグループ第10回新株予約権（注1）	株式会社京都フィナンシャルグループ第11回新株予約権（注1）	株式会社京都フィナンシャルグループ第12回新株予約権（注1）	株式会社京都フィナンシャルグループ第13回新株予約権（注1）
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役 1名	京都銀行取締役 2名	京都銀行取締役 2名 京都銀行執行役員 1名	京都銀行取締役 2名 京都銀行執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 2,160株	普通株式 6,000株	普通株式 12,400株	普通株式 21,200株
付与日（注2）	2017年7月30日	2018年7月30日	2019年7月30日	2020年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない			
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない			
権利行使期間	2023年10月2日から 2047年7月30日まで	2023年10月2日から 2048年7月30日まで	2023年10月2日から 2049年7月30日まで	2023年10月2日から 2050年7月30日まで

（注1） 当社が株式会社京都銀行の単独株式移転により設立されたことに伴い、株式会社京都銀行が発行していた新株予約権に代わり、当社の新株予約権を交付したものであります。

（注2） 付与日は、株式会社京都銀行における当初の付与日であります。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ① ストック・オプションの数

	株式会社京都フィナンシャルグループ第1回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第2回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第3回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第4回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第5回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第6回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第7回新株予約権
権利確定前							
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後							
前連結会計年度末	4,080株	5,280株	6,240株	6,400株	6,800株	6,160株	4,960株
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	4,080株	5,280株	6,240株	6,400株	6,800株	6,160株	4,960株
失効	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—	—	—

	株式会社京都フィナンシャルグループ第8回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第9回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第10回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第11回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第12回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第13回新株予約権
権利確定前						
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後						
前連結会計年度末	10,000株	21,040株	16,400株	20,800株	32,160株	44,080株
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	10,000株	21,040株	14,240株	14,800株	19,760株	22,880株
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	2,160株	6,000株	12,400株	21,200株

② 単価情報

	株式会社京都フィナンシャルグループ第1回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第2回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第3回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第4回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第5回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第6回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第7回新株予約権
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり 2,580円	1株当たり 2,580円	1株当たり 2,580円	1株当たり 2,580円	1株当たり 2,580円	1株当たり 2,580円	1株当たり 2,580円
付与日における公正な評価単価	1株当たり 1,222円	1株当たり 1,006円	1株当たり 857円	1株当たり 847円	1株当たり 657円	1株当たり 952円	1株当たり 1,127円

	株式会社京都フィナンシャルグループ第8回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第9回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第10回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第11回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第12回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第13回新株予約権
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり 2,580円	1株当たり 2,580円	1株当たり 2,580円	1株当たり 2,580円	1株当たり 2,580円	1株当たり 2,580円
付与日における公正な評価単価	1株当たり 1,798円	1株当たり 823円	1株当たり 1,306円	1株当たり 1,362円	1株当たり 979円	1株当たり 912円

## (企業結合等関係)

### (共通支配下の取引等)

#### 会社分割による子会社の設立

当社は、2025年3月31日開催の取締役会において、2025年7月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社京都銀行（以下、「京都銀行」という。）の「M&A支援事業」を会社分割し、新設会社である京都M&Aアドバイザー株式会社に承継させるとともに、本新設会社を当社の完全子会社とすることを決議し、2025年7月1日に実施いたしました。

## 1. 取引の概要

### (1) 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

M&A支援事業

### (2) 企業結合日

2025年7月1日

### (3) 企業結合の法的形式

京都銀行を分割会社とし、本新設会社を承継会社とする会社分割（簡易新設分割）であります。

### (4) 結合後企業の名称

京都M&Aアドバイザー株式会社

### (5) その他取引の概要に関する事項

後継者不在等を要因とした地域企業の廃業等を防ぎ、企業成長を加速させる有効な手段として、M&Aに対する期待が一層高まっている中、当社グループが地域で一番身近な存在として、M&A支援を通じてお客さまの想いに寄り添い、想いを未来につないでいくために、M&A支援に特化した子会社を設立することで、更なる事業の成長・拡大、サービスの向上を図るものであります。

なお、新設会社は普通株式10,000株を発行し、それら全ての株式を京都銀行に割当交付すると同時に、京都銀行は剰余金の配当として、割当てられた全株式を京都銀行の完全親会社である当社に対して交付いたしました。

## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2024年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

(注) 連結注記表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類

### 第3期末 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	59,982	流動負債	297
現金及び預金	6,975	未払費用	146
未収金	53,000	未払法人税等	45
その他	7	未払消費税等	38
固定資産	467,397	預り金	8
有形固定資産	0	その他	58
建物	0	負債の部合計	297
器具及び備品	0	(純資産の部)	
無形固定資産	10	株主資本	527,040
ソフトウェア	10	資本金	40,000
投資その他の資産	467,386	資本剰余金	448,478
関係会社株式	467,333	資本準備金	10,000
繰延税金資産	53	その他資本剰余金	438,478
		利益剰余金	78,356
		その他利益剰余金	78,356
		繰越利益剰余金	78,356
		自己株式	△39,794
		新株予約権	42
資産の部合計	527,380	純資産の部合計	527,082
		負債及び純資産の部合計	527,380

### 第3期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		77,834
関 係 会 社 受 取 配 当 金	76,387	
関 係 会 社 受 入 手 数 料	1,447	
営 業 費 用		1,354
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,354	
営 業 利 益		76,479
営 業 外 収 益		0
雑 収 入	0	
営 業 外 費 用		39
雑 損 失	39	
経 常 利 益		76,440
税 引 前 当 期 純 利 益		76,440
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	72	
法 人 税 等 調 整 額	△15	
法 人 税 等 合 計		56
当 期 純 利 益		76,383

### 第3期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	40,000	10,000	438,630	448,630	22,066	22,066
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△20,093	△20,093
当 期 純 利 益					76,383	76,383
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			△151	△151		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△151	△151	56,289	56,289
当 期 末 残 高	40,000	10,000	438,478	448,478	78,356	78,356

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△25,195	485,501	193	485,695
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△20,093		△20,093
当 期 純 利 益		76,383		76,383
自 己 株 式 の 取 得	△14,975	△14,975		△14,975
自 己 株 式 の 処 分	376	225		225
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△151	△151
当 期 変 動 額 合 計	△14,598	41,539	△151	41,387
当 期 末 残 高	△39,794	527,040	42	527,082

## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法により行っております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	18年
器具及び備品	10年

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権総額	59,975百万円
----------------	-----------

#### (損益計算書関係)

##### 1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	77,834百万円
営業費用	601百万円

## 2. 関連当事者との取引

子会社・子法人等及び関連法人等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 京都銀行	京都市	42,103	銀行業	所有 直接 100%	経営管理等 ・役員の兼任	預金の預入	—	現金及 び預金	6,975
							経営管理 料の受取 (注) 1	1,394	—	—
							出向者負担 金の支払 (注) 2	575	—	—

- (注) 1 経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定しております。  
2 出向者負担金は、出向元の給与水準に基づいた実費相当額としております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	11,388	6,086	171	17,303	(注) 1、2

- (注) 1 自己株式数の増加6,086千株は、市場買付6,085千株及び単元未満株式の買取0千株であります。  
2 自己株式数の減少171千株は、ストック・オプションの権利行使142千株及び譲渡制限付株式報酬としての割当28千株であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

未払費用

46百万円

その他

22百万円

繰延税金資産小計

68百万円

評価性引当額

△15百万円

繰延税金資産合計

53百万円

繰延税金負債合計

－百万円

繰延税金資産の純額

53百万円

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	1,855円38銭
1 株当たりの当期純利益金額	267円59銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	267円55銭

(企業結合等関係)

連結計算書類の連結注記表（企業結合等関係）における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

(注) 個別注記表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

株式会社 京都フィナンシャルグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山口 圭 介  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河越 弘 昭  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京都フィナンシャルグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京都フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

株式会社 京都フィナンシャルグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山口圭介

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 河越弘昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京都フィナンシャルグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月8日

株式会社 京都フィナンシャルグループ 監査等委員会

監査等委員（常勤）	岩 橋 俊 郎
監査等委員	大 藪 千 穂
監査等委員	植 木 英 次
監査等委員	中 務 裕 之
監査等委員	田 中 素 子
監査等委員	和 泉 志 津 恵
監査等委員	赤 松 玉 女

(注) 監査等委員大藪千穂、植木英次、中務裕之、田中素子、和泉志津恵及び赤松玉女は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 京都フィナンシャルグループ

中期経営計画（2026年4月～2029年3月）

京都・関西の成長を  
日本の力に。  
京都FGの挑戦！



 京都フィナンシャルグループ

中期経営計画の内容は下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.kyoto-fg.co.jp/company/management-plan/>



# 株主総会会場ご案内



京都銀行 本店

ご来場にあたりサポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡ください。

株式会社京都フィナンシャルグループ  
経営企画部  
サステナビリティ経営統括グループ

電話：(075) 361-2292  
(土日祝日を除く9:00～17:00)

ご来場にあたっては、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご来場の株主さまへのお土産のご用意はございませんので、予めご了承のほど、よろしく願い申し上げます。



## 交通機関

京都市営地下鉄烏丸線 「四条駅」下車 (出口6・仏光寺通西) 徒歩 約3分  
阪急京都本線 「烏丸駅」下車 (出口23・四条烏丸西南角) 徒歩 約6分

地域社会の繁栄に奉仕する  
～地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する～